禁裏御所御用日記 一七九

826
371
91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

二九五

文化六己巳年

# 府随身御用并傳奏觸之書記

179

武辰



国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

文化六己巳年
二月一ノ
一
右院中四方拝参賀
土山右衛門尉
右京亮重清朝臣
一沈中納言通明卿
七ノ白ニ御覧参賀
右衛門督実種卿
右衛門督実種卿
右京亮重清朝臣
右衛門尉
右京亮重清朝臣
右衛門尉
右京亮重清朝臣
右衛門尉

六
[illegible]
官年数[illegible]
[illegible]
右[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

一 院御所
　 女房奉書并年人位記
　 申文　一通
　 宣旨　一通
　 以上三ヶ条
　 年人位記四ヶ枚一通
　 女房奉書
　 右女房奉書并年人位記
　 申文　一通
　 宣旨　一通
　 以上三ヶ条
　 年人位記四ヶ枚一通
　 女房奉書
　 右女房奉書并年人位記
　 申文　一通
　 宣旨　一通
　 以上三ヶ条
　 年人位記四ヶ枚一通
　 女房奉書
　 右女房奉書并年人位記
　 申文　一通
　 宣旨　一通
　 以上三ヶ条
　 年人位記四ヶ枚一通
　 女房奉書

一 女院
　 千種殿
　 御参内
　 御車寄
　 御車
　 御随身
　 御剣
　 御笏
　 御沓
　 御劔
　 御笏
　 御沓
　 御劔
　 御笏
　 御沓
　 御劔

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

仙洞所
但所號之任　御所同所
中宮孫　親王孫
大奏所
掃家方　寺大路方　寺伝奏
議奏方　寺貴者　掃家職事
院伝奏　詳定
右之内掃家方寺大路掃家職事連判
未曲ニ案之聖朝案ニ
名刺給方如花
新任右衛門尉　雇十人佑如西
宣下所號
土山年人佑義貞

十四
一　久家家ハ所號案上
一　御所御多長　名ニ清揚　并　日家中　并
日條一藤木ハ所號

一　名ニ掃家并清隆
右右衛門尉如西　此事　宣下之名前今年
一　亮長男　ヨシスケ　諸木淑亮　十一歳
右叙従六位下　補右府生之名前今年

一　今年賀茂祭明書
山本　正六位下左将書源尚俊
名山　正六位下左衛門書源貴文
名ニ　従六位上右衛門書身人ノ清隆
名ニ　従六位下左府生身人ノ清都

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

一 大今ら神供御膳 調之序生魚鮮
本文ノ
一 今ら於万里小路殿 宣案
七條ら武具奉行 ら参候ハ、 対面
御書 白書来
口宣案 新任 侍従 身体如 一通
右之通ニ候ハ、 宣下之礼進上之今ら
右ら於 宣案 者 一通
御書ハ、二ヶ所 白書来
右ハ、二ヶ所 宣下之礼進上之今ら
御書ハ、 武具奉行 ら参候ハ、 対面
右之通ニ候ハ、 宣下之礼進上之今ら
御書ハ、二ヶ所 白書来
右ハ、二ヶ所 宣下之礼進上之今ら
御書ハ、 武具奉行 ら参候ハ、 対面

一 立坊之事 右体ニ候ハ、 宣下之礼進上之今ら
武具奉行 ら参候ハ、 対面
右之通ニ候ハ、 宣下之礼進上之今ら
御書ハ、二ヶ所 白書来
右ハ、二ヶ所 宣下之礼進上之今ら
御書ハ、 武具奉行 ら参候ハ、 対面

右之立坊御書ハ、 宣下之礼進上之今ら
立坊之事 右体ニ候ハ、 宣下之礼進上之今ら
御書ハ、二ヶ所 白書来
右ハ、二ヶ所 宣下之礼進上之今ら
御書ハ、 武具奉行 ら参候ハ、 対面
右之通ニ候ハ、 宣下之礼進上之今ら
御書ハ、二ヶ所 白書来
右ハ、二ヶ所 宣下之礼進上之今ら
御書ハ、 武具奉行 ら参候ハ、 対面

主殿頭
主殿首
主馬首

右之通ニ候ハ、 宣下之礼進上之今ら
立坊之事 右体ニ候ハ、 宣下之礼進上之今ら
御書ハ、二ヶ所 白書来
右ハ、二ヶ所 宣下之礼進上之今ら
御書ハ、 武具奉行 ら参候ハ、 対面
右之通ニ候ハ、 宣下之礼進上之今ら
御書ハ、二ヶ所 白書来
右ハ、二ヶ所 宣下之礼進上之今ら
御書ハ、 武具奉行 ら参候ハ、 対面

右之通ニ候ハ、 宣下之礼進上之今ら
立坊之事 右体ニ候ハ、 宣下之礼進上之今ら
御書ハ、二ヶ所 白書来
右ハ、二ヶ所 宣下之礼進上之今ら
御書ハ、 武具奉行 ら参候ハ、 対面
右之通ニ候ハ、 宣下之礼進上之今ら
御書ハ、二ヶ所 白書来
右ハ、二ヶ所 宣下之礼進上之今ら
御書ハ、 武具奉行 ら参候ハ、 対面

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

三月五日

一 山本左衛門尉為芳 七十一歳

右所衛正五位下 宣下之名石入本

一 淺倉供資 四十一歳

右所衛従五位下轉任陸奥守 本官如旧

宣下之名石入本

但加級中七年 家例 供信 勘例 土山武和

一 清隆男 [illegible] 名口清知 十七歳

右所衛 初官位 叙 従六位下 補右

府生 名石入本

三月七日

一 職僚并当長之 計爰 所補番

長人体之 [illegible] 三日 [illegible]

之事 左之事 [illegible] 千余 [illegible]

人体 [illegible] 依之左之通也

付 [illegible]

府 [illegible]

山本左衛門尉 [illegible] 次男

松宮親人 [illegible] 二十六歳

陸奥 [illegible]

北口右衛門書 身人 [illegible]

入谷左近源清宣 十五歳

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

陸奥地方
三沢左衛門書 源従明同家
三澤右京源為利
三十七歩

府随身
三上左衛門書 秦武逸従父歩
波々伯部右京秦在師
五十七歩

府随身
水口右衛門書 身人部清貞父
水口故佐渡守身人部快清実方姪
入谷矢柄源長剰
十五歩

培

府随身
土山右衛門書 源武理実方従父歩
西尾主令源元衡
十七歩

前

府随身
水口大和介 身人部清重養父
水口故前下総守身人部成清実方姪
片岡左膳源成美
五十三歩

中川左衛門長源 意看 実方舅子
上田修理 茨原真品
三十六歩

太幸 斗四ツ 行々 本誤 源書 宮林如花

松宮 荒人

太修理職 松宮 貞水 春子 荒人 家
林奈重 御門々 勤仕 無在ハ
右 山本左衛門 当芳 勤仕

入谷 左近

太清貞父 水口故佐渡守 快清四男々 無在ハ
快清実方姪 当芳 三條殿々 勤仕 無在ハ

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

右 水口太郎兼清貞親出

三澤右京

右撿非違使三沃右東門大志國隆曾孫
三沃右近男ニ
禁裏御内ニ御仕ニ無之先祖ヨリ連綿
五官之家ニ其庭ニ三沃從明方トモ
同家ニ出身ニ同年ニ至ニ出身
右 三沃左ニ兼從明親出

[illegible]偏郎右京

右武逸父三上故肥後ニ武毓ニ医師
陸ニ偏郎三柳男ニ無之ニ得ニ医業ニ
未ニ常時画工家業ニ仕世ニ家ニ本
ニ無之
右 三上左ニ兼武逸親出

西尾主令

右武理実父御医豊岡法眼ニ医師
西尾法橋立叔次男ニ常時豊岡
法眼方ニ医学ニ仕無之
右 土山右ニ兼武逸親出

入谷矢柄

太法貞父故快法実父 実相院門跡
諸大夫入谷故掃部ニ婿養子入谷近江介
次男ニ法貞父実方姑子ニ無之ニ常時
近江介方ニ同居ニ仕無之
右 水口右ニ兼清貞親出

丹岡左脇

大 當時醍醐殿ニ勤仕 無之冥加ニ
叶ニ補ニ帝ヲ護清 冥家称号伊淡ニ
本段清重庶流ニ仕身人部姓ニ仕候ニ
以前ノ

大 本ニ大和介清重敬也

上田修理

右意看 実方舅 林丘寺御室御内
赤尾重ヲ次男ニ 有ヲ見係ニ勤仕候
来ル

大 中川左衛長 意看敬也

右此度ニ新補番長人体中出ニ様職
僚中ニ右達ニ事 大ニ半 谷お見出
以上注進仕ル事

三月

志清殿ヲ成長

右奉出半印ニ本紙 本紙添書ニ一緒ニ
清成の表包致ス

右有ヲ左大和殿ヲ様ニ 谷代 諸大夫
呼出見出ニ 後兵庫殿ニ 花山院大夫
殿ヲ 如来門外見出ニ事 大夫の殿ニ
以上ニ 委ノ注進ニ 御殿ニ移ヲ
ヲ示ニ 口上ニ 委細中上ニ

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

入谷矢柄

太明千言辰刻已予以平ニ右大
物殿所可言ニ下ニ而有之而對面ニ
伝後
太ニ通ニ有明ニ辰刻武辰立ニ入来
候ニ而新出ニ宰 山中志芳 [illegible]
中川意旨 [illegible] 三浜[illegible]
[illegible]
[illegible]

十三日
一 今日辰刻晴千生ニ宰ニ入来ニ[illegible]
予御用ニ[illegible] 武員 [illegible] 先大
大物殿ニ[illegible] 大大物殿[illegible]
大大物殿ニ[illegible] 兄 [illegible] 梅戸中務[illegible]
[illegible] 三浜大原 [illegible] 入谷矢柄
ニ補太番長ニ[illegible] 一統御
[illegible] 夫ニ[illegible] 左大物殿ニ[illegible]
[illegible] 上田[illegible] 補左番
長ニ[illegible] 法大夫ニ[illegible]
伝後 一統御[illegible]

一 新補番長次第[illegible] 旧本大物殿
[illegible] 左右[illegible] 新出ニ
人或ハ父[illegible] 兄 [illegible] 左大物殿
ニ[illegible] 右大物殿[illegible]
左大物殿[illegible]
[illegible]
太ニ[illegible] 新補番長[illegible] 左大物殿ニ
[illegible] 注進[illegible]
無位 松宝 左近衛番長[illegible]
ナホズミ
二十六文

入谷
左近衛権少将源朝臣宣
右近衛権少将源朝臣長親
右近衛権少将藤原朝臣定継
右近衛権少将藤原朝臣光慶
左近衛権少将源朝臣有
右近衛権少将源朝臣真昌

太政官符
左近衛権少将源朝臣宣
右近衛権少将源朝臣長親
右近衛権少将藤原朝臣定継
右近衛権少将藤原朝臣光慶
左近衛権少将源朝臣有
右近衛権少将源朝臣真昌
右人々、去年十月廿二日、依
御即位礼、叙従五位下、宜
令
禁裏守護、
正月廿一日
従五位下行左中弁兼内蔵頭勘解由次官藤原朝臣秀長
従五位下行左少弁兼大内記藤原朝臣定房
従五位下行右少弁兼大内記藤原朝臣為広
従五位下行左大史兼主計頭算博士小槻宿禰孝亮
従五位下行左大史兼主税頭算博士小槻宿禰孝治
従五位下行左大史小槻宿禰孝宣
従五位下行右大史小槻宿禰孝信
従五位下行左大史小槻宿禰孝興
従五位下行左大史小槻宿禰孝淳
従五位下行左大史小槻宿禰孝亨
従五位下行左大史小槻宿禰孝名
従五位下行左大史小槻宿禰孝訓
従五位下行左大史小槻宿禰孝富
従五位下行左大史小槻宿禰孝重
従五位下行左大史小槻宿禰孝正
従五位下行左大史小槻宿禰孝治
従五位下行左大史小槻宿禰孝宣
従五位下行右大史小槻宿禰孝信
従五位下行左大史小槻宿禰孝興
従五位下行左大史小槻宿禰孝淳
従五位下行左大史小槻宿禰孝亨
従五位下行左大史小槻宿禰孝名
従五位下行左大史小槻宿禰孝訓
従五位下行左大史小槻宿禰孝富
従五位下行左大史小槻宿禰孝重
従五位下行左大史小槻宿禰孝正
従五位下行左大史小槻宿禰孝治
従五位下行左大史小槻宿禰孝宣
従五位下行右大史小槻宿禰孝信
従五位下行左大史小槻宿禰孝興
従五位下行左大史小槻宿禰孝淳
従五位下行左大史小槻宿禰孝亨
従五位下行左大史小槻宿禰孝名
従五位下行左大史小槻宿禰孝訓
従五位下行左大史小槻宿禰孝富
従五位下行左大史小槻宿禰孝重
従五位下行左大史小槻宿禰孝正

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

禁裏御所

仙洞様向十ツ半時
御神事、
本之御様自分晩ニ
重悦被下候ニ付
入寺方御内々
ニ而御祝儀
ニ而御座候

四月四日

一雑書 雑書

進之内一通ニ而
ニ而御座候

四月七日

一東寺様 御勅願之
御方ニ書写
法華経、 四枚
中寺御所ニ書写
御方ニ而
ニ而御座候

一雑書 雑書

四月十日

一雑書 雑書

一雑書 御勅願
写ニ而
ニ而御座候

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

一 セハ低き方ニ分かし心とり之方
一 平乳色黒き方
一 鬢耳常鮮
一 背色薄き方
一 眼細き方ニ分二重まふち
一 鼻常鮮
一 口大きく歯並悪変前上歯を
抜かけ出し
一 云舌静半方
一 左手ニ形物を負ふ消ハ治ふし
一 手ニ帯し容乳木綿紺地白ふ大人浴
草物同紺白杉縞袷浴黄ニ紺
ハ鯉を深く縞紺を前し紺小倉
帯并材色ハ縦深三尺ハ拭をメ
無其ハ
大ニ通ニ者ニ於ニ其ニ手ニ不ニ留ニ
内種ニ此代及私領ニ紀色地ニ於ニ
出来ニ於江戸根岸肥後ニ番
而ニ分ハ出ハ其及見ニ守ニ于ニ
分出ニ出来ニ又ニ之ニ大ニ
之通ニ呼味ニ流し並脚ニ見ニ
ニ分ハ出し
己 四月

口上覚

別紙ニ通ニ或辺ニ見中ニ事ニ乃
ハ如ニ申入ニ与ニ議 奏中ニ申付ハ
所ニ於ニ此件ニ見ニ申ニ也ニ
議 奏中

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

豊受大神宮（黄）之 心御柱
大あら日嗣之 御代弥々
堅盤に常磐に 伊勢乃国
中宮様の 四方の風も
一統 石清水 放生会
七十回朝 御神
仏印様の 千世八千代
御神

中宮様 御年十三
御座所 御守
大宮御 御神
中納言様 御守

一御守 弐つ
一御供之 御方様
一御守 壱つ

右之通 御届申上候 以上
十月廿日

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

二九七

文化七庚午年正月吉

# 府随身御用年傳奏觸留帳

武辰

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

六月[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

六月廿一日

一 [illegible]

一 [illegible]

六月廿九日

一 [illegible]

口状

来月二日[illegible]

[illegible]

[illegible]

中宮様右衛門督中納言主
恒服志系入の所様に仍ぬ所
公頃ヨリ入ル事毎度ヨリ能ク所
に出所仲ヨリ申ニ義ヲ所ニ達
に以上

六月廿九日　　毎度奏
雜賞

大山主膳正殿

返ニ所一覧後ハ系ニ返し
の所成に以上

大内ヨリ出来之例ヲ取出之
事ニ所申ニ出

七月廿日
一　大内ヨリ遷任大将望　山中主令
今来　宣下之所也

七月十日
一　御右七日忌明ニ依服ニ出所ニ
出所ニ出上者ニ於ニ下ニ

七月十八
一　大内ヨリ遷任大将望　山中大将望
宣下之所也

一　大内ヨリ遷任大将望　山中主令
宣下之所也

一　大内ヨリ補院御随身之所也

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用